

一 知的障害の
とらえ方が変わった

一九九二年、知的障害(精神遅滞)の新しい定義がアメリカで発表された。この定義の大きな特徴は、障害の程度による軽度、中度、重度、最重度という従来の分類をやめ、コミュニケーション、身辺処理、家庭生活、余暇、労働など十の領域の適応技能のそれぞれについて、必要な支援の内容や程度を記述するという方式を採用したことである。「障害」は個人に属する固定的なものではなく、環境との関係で決まるのであり、個人個人の必要に応じた社会的な支援によって「障害」の克服は可能である、という理念を反映した画期的な定義であると言える。

二 「自己決定」とは何か

近年、知的障害を持つ人にも自分のことを自分で決める権利があり、周囲は分かりやすい情報提供や説明、話し合いなどで彼らの選択や自己主張を援助していくべきである、という「自己決定」という考え方が広がりつつある。視覚障害を持つ人にとつての白杖や、肢体不自由の人にとつての車椅子と同じように、知的障害がある人にも理解されやすい情報や環境の整備、そして自己決定を援助する「人」の存在によって、彼らのより主体的な社会参加が促進されるのである。

知的障害を持つ人を支える

学校教育学部
障害児教育教室

若松 昭彦

また、こうした力は、経験を積むことによって次第に向上すると言われており、今後の教育実践の中でもますます重視されていくであろう。

三 当たり前前の生活を求めて

このように、知的障害を持っていてもそれを補う援助があれば、本人が自分の生き方について多様な選択や決定をしていくことが可能になる。

しかしながら、生活の中での選択肢自体が少なければ、本当に豊かな人生は望むべくもないだろう。例えば、我が国では入所施設や入所者の数は依然として増加する傾向にあり、また都市部では新たな施設立地が困難で、やむなく他県に開設する例さえも見られる。

一方、欧米には知的障害を持つ人の生活の場を、施設から地域に移す「脱施設化」、「入所施設解体」などの流れがある。他の多くの人たちと同じような、地域での「普通の」生活を支えるためには、経済、住宅、就労など、さ

まざまな面での援助や相談等の体制が必要であるが、日本各地の先駆的な実践なども含めて、その根底にあるものは、知的障害のある人も当たり前前の生活を送る権利を持っている、というノーマライゼーションの思想、すなわち、人間の平等、尊厳のそれにはかならない。

四 今できること

それでは、ノーマライゼーションの思想を実現していくために今できることは何であろうか。商品や町中などで分かりやすい表示、生活情報や時の話題などを解説した刊行物、使いやすい電気製品の普及等いろいろなものが考えられるが、一言で言えば、人間の尊厳や人権感覚に富んだ政治や社会を求めていくことであろう。知的障害などのハンディを持つ人たちが暮らしやすい社会は、他の人々にとつても優しいものであるに違いない。

そして、さらに大切なことは、知的障害のある人を理解していくことであ

ろう。平成二年の厚生省調査によると、暮らしの充実に関する本人の希望として、「障害を持つ人に対する周りの理解」が最も多く、半数以上が、「じろじろ見られる」、「指をさされる」などのいやな思いを経験していた。

一方、施設実習に行く前には不安や恐れすら抱いていた短大の学生に感想を聞くと、「生懸命な姿を見て、自分の生き方を反省した」、「純粹で優しく、人間らしさを感じた」、「重い障害の人も、みんなと同じだと思った」等、実際に関わる中で意識が変わっている場合が多かった。

同様に、ボランティア活動などの日常的な触れ合いを通じて真の理解が深まっていくと思われる。知的障害を持つ人が今一番必要としているのは、保護や指導を行う「専門家」ではなく、対等の立場に立つて自己決定を援助する身近な「友人」なのである。

プロフィール

- ◆(わかまつ・あきひこ)
- ◆昭和三十四年八月二十五日生まれ
- ◆山口県下関市出身
- ◆平成二年国立特殊教育総合研究所 研究員
- ◆平成五年広島 大学学校教育 学部講師

